

シルバー人材センター



シンボルのマーク

ニュース

ゆんたく

〈発行所〉

公益社団法人 沖縄市シルバー人材センター

〒904-2155 沖縄市美原3丁目1番1号

電話番号 (098) 929-1361

<http://www.okinawasisi.com>

4月末現在の会員数492人

(男性331人・女性161人)



ゴールデンウィークを控え園内美化

沖縄こどもの国 草刈・清掃ボランティアに54人

GWを間近に控えた4月23日、当センターは沖縄こどもの国園内をきれいにしようと、園内をはじめ進入路など周辺の草刈・清掃美化活動を行った。梅雨入り前にして天候が心配されたが、この日は曇り空の中、シルバー会員らは午前8時から同11時まで草刈清掃作業に汗を流した。同園動物みらい課の東條公輝さんは「当園では、こども水浴び広場として『スプラッシュパーク』の整備など、どんどんリニューアルされ、今年の入園者は過去最多となることが見込まれる。そんな中でゴールデンウィークに入る前に、シルバーの皆さんによる草刈清掃ボランティアは有り難い。ケガ・事故がないよう気をつけて下さい」と感謝するとともに協力をお願いした。ボランティア活動に参加したのは公園草刈班の砂川グループ17人、知念グループ12人、具志堅グループ14人の3グループのほか、こどもの国清掃班や回収班、事務局職員ら合わせて54人。



第1回
理事会

定時総会の日時・場所・
目的事項を決定

第1回理事会が4月23日、シルバーワークプラザ会議室で開催された。

議案第1号「正会員の入会」について、4人（男性2人・女性2人）が承認され、その結果4月23日現在の会員数は492人（女性161人・男性331人）となった。なお、3月の退会者は43人（女性15人・男性28人）と多かった。議案第2号「公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 定時総会の開催」について、定款第32条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、原案通り承認された。

令和6年3月実績では、会員数488人で40人の減（▲8%）、就業実人員290人で29人の減（▲10%）、就業延人員2809人で532人の大幅減（▲18%）、配分金約1654万円で約243万円の大減（▲14%）、契約金額約2013万円で約118万円の減（▲5%）となった。
(対前年同月比)

「令和6年度定時総会」

左記のとおり開催します

- ・日時 令和6年6月14日（金）
- ・時間 午後1時30分
- ・場所 シルバーワークプラザ2階
大会議室

第1回安全・適正就業委員会開催

令和6年度第1回「安全・適正就業委員会」（小橋川委員長）が4月26日、シルバーワークプラザ執務室で開催された。会議の冒頭、小橋川委員長は連合で開催された安全・適正就業委員会と話し合われたことを報告した。この後に審議事項として令和6年度安全・適正就業推進実施計画（案）について、瀬名波事務局担当から説明の後、委員による審議を行い、項目ごとに文言等の加除修正などをした上で、次回開催の理事会に諮ることとなった。また、担当職員から昨年度の事故発生状況の報告や仲里副委員長からは、安全パトロールの実施状況報告があった。



(右から) 瀬名波担当事務局員、須田委員、川崎担当事務局員、渡口委員、小橋川委員長、比嘉委員、仲里副委員長

ローテーション就業について

就業審査委員会が4月16日、ワークプラザ執務室で開催され委員への委嘱状交付の後、議題としてローテーション就業について審議を行い「沖縄市シルバー人材センター就業基準に関する要綱」に基づき、下記の通りとすることで確認された。

- ・長期就業会員のローテーション就業について：就業基準に関する要綱第3条の規定に基づいて調整を行う。
- ・ローテーション対象とする期間について：前回同様4年以上とする。ローテーション対象者が就業人数の3分の1以上となる就業現場、適正就業人数に満たない現場での対象者は、期間満了通知送付後、リーダーと調整する。
- ・通知を受けた会員の就業相談について：状況や希望など考慮し、必要があればリーダー等から聞き取りを行う。
- ・公園草刈グループはローテーション対象外：フリーランス法の施行に伴い、集草トラックのリース契約満了後に運搬車所有の会員を各グループへ配置し、グループ数は6班から5班に再編成。

早くも各地で熱中症状相次ぐ 連合と合同安全パトロール実施

園内でエリアごとに
清掃作業に従事する
B班（写真下）と
C班の皆さん



連合との合同安全・適正就業
パトロールが4月22日、沖縄こ
どもの園園内清掃グループ（松
田リーダー）が就業中の同園内
で行われた。連合の我那覇宗孝
指導員は「起伏が多い園内では、
転倒事故に気を付けて頂きたい。

また蒸し暑い日が続くこの時期は、熱中症状を訴える会員が各地で
相次いでいるので、熱中症予防も怠りなく」と話した。仲里栄信安
全推進員は「今回の安全パトロール巡回は昨年、園内で起きた転倒
事故を受けて実施するものである」と注意を呼び掛けた。

フリーランス新法 令和6年秋施行

センター事業において請負・委任で働く
多くの会員の皆様は、個人事業種（フリー
ランス）として扱われます。

フリーランス新法が施行されますと、セ
ンターは会員に仕事の内容、報酬など就業
条件を**書面や電磁的記録**により明示するこ
との義務付けなど、取引の適正化や就業環
境の整備を図ることになります。

このことはセンター事業に大きな影響を
及ぼすことになるため、国や全国シルバ
ーセンターになり、新しい三者間（発注者・セ
ンター・会員）を包括した契約へ移行する
ことを模索しています。（下記の図参照）
それに合わせて、センターはデジタル化
をより進めていきます。

会員の皆様には、スマートフォンやパソ
コンを利用して「会員クラウドサービス」
からいろいろな情報が取得できます。

将来的には次のような機能が追加される
予定です。

① 仕事の内容や就業条件をデジタルで取得
できます。

② 配分金明細や仕事の情報の閲覧ができま
す。

③ 就業現場の写真撮影や送信（ライオンア
プのような機能）

契約方法とフリーランス新法との関係における就業条件の明示

契約方法見直し後 + フリーランス新法

